



認知症の方とその家族のための 万—toに備える制度があります！

どんな制度？

認知症の方が偶然な日常生活の事故により、他人の身体や財物に損害を与え賠償責任が生じたときに、一定の条件のもとに(※)補償を行う制度です。補償額は最大で2億円です。
※自動車事故、借家の損壊、レンタル品の損壊等、対象外となる事故もあります。

例えば店のドアを壊してしまった、水を階下の住人の部屋まで溢れさせてしまった、など

誰が加入できるの？

- 昭島市に住所がある
- 在宅生活をしている
- 40歳以上で認知症の方
- 昭島市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業に登録のある方
上記全てを満たす方が加入できます。

必要な費用は？

市が負担するため、制度加入にかかる費用はありません。
(ただし診断書の発行や処方箋利用時の費用は自己負担となります。)



加入申請に必要なもの



- ① 昭島市認知症高齢者等個人賠償補償事業 加入申請書
(申請書は市役所窓口、地域包括支援センター、市立会館にあるほか、市HPに掲載しています。)
- ② 認知症と分かる、下記書類のうちのいずれかの写し
 - ☐ 診断書
 - ☐ 処方箋(またはお薬手帳) ※1
 - ☐ もの忘れ予防検診の結果 ※2



※1 処方箋(お薬手帳)は「メマンチン(メマリー)、ガランタミン(レミニール)、リバスチグミン(リバスタッチ又はイクセロン)、ドネペジル(アリセプト)」のいずれかの記載があるもの。

※2 もの忘れ予防検診とは、65歳以上の昭島市民で要支援・要介護認定を受けておらず、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト兼受診券」をご記入いただいたかたが無料で受けられる検診です。受診希望の方は下記までお問合せください。

以上の2つを下記窓口まで、ご提出 または ご郵送ください。

郵送・お問い合わせ先

昭島市 保健福祉部 介護福祉課 地域包括ケア推進係
〒196-8511 昭島市田中町 1-17-1
電話：042-544-5111 (内線 2148・2149)

